

Thank you!
三求サポ!

交通事故(第三者行為)に関する 傷病届の作成支援(サポート)について



Q 第三者行為による傷病届ってなに？

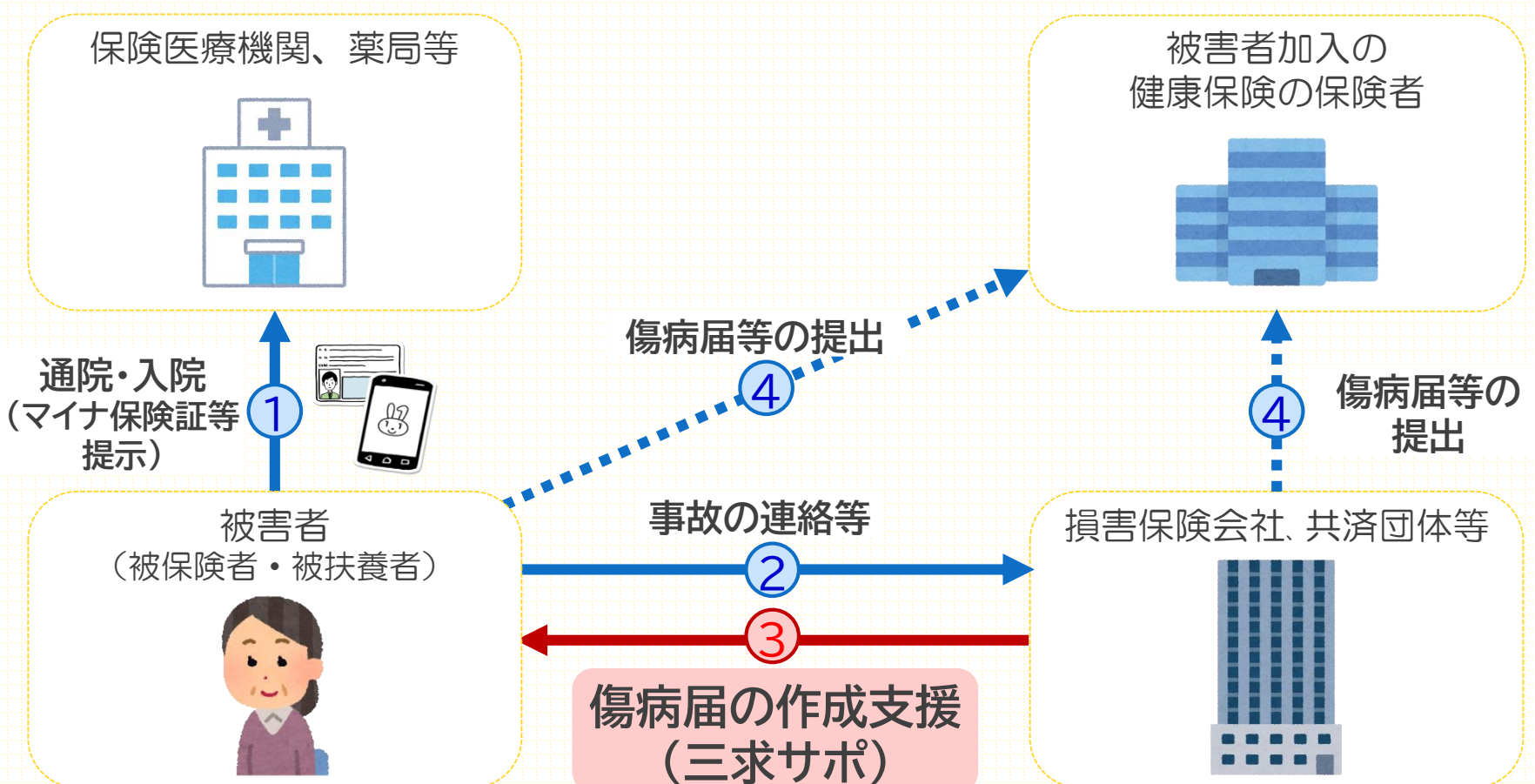
- 交通事故等の第三者行為でけがをしたときの治療費は、加害者(加害者が加入する損害保険会社、共済団体等)と被害者の当事者間で精算を行うべきものです。
- 当事者間の精算によらず、健康保険を使って治療を受けた場合、加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払うこととなりますが、後日、健康保険の保険者が加害者に対して、健康保険から給付した費用を請求(求償)する際に「第三者行為による傷病届」が必要となります。
- 被害者が加入する健康保険の保険者へ迅速に傷病届の提出を行うことで、保険者が第三者行為求償を適切に行うことができ、適正な保険運営に繋がります。

Q 傷病届の作成支援ってなに？

- 本来は、健康保険を使った被害者(被保険者・被扶養者)※が傷病届を提出しなければなりませんが、第三者行為求償に関する傷病届等の提出が徹底されていないのが現状です。

※ 届出人は被保険者、国民健康保険においては世帯主となります。

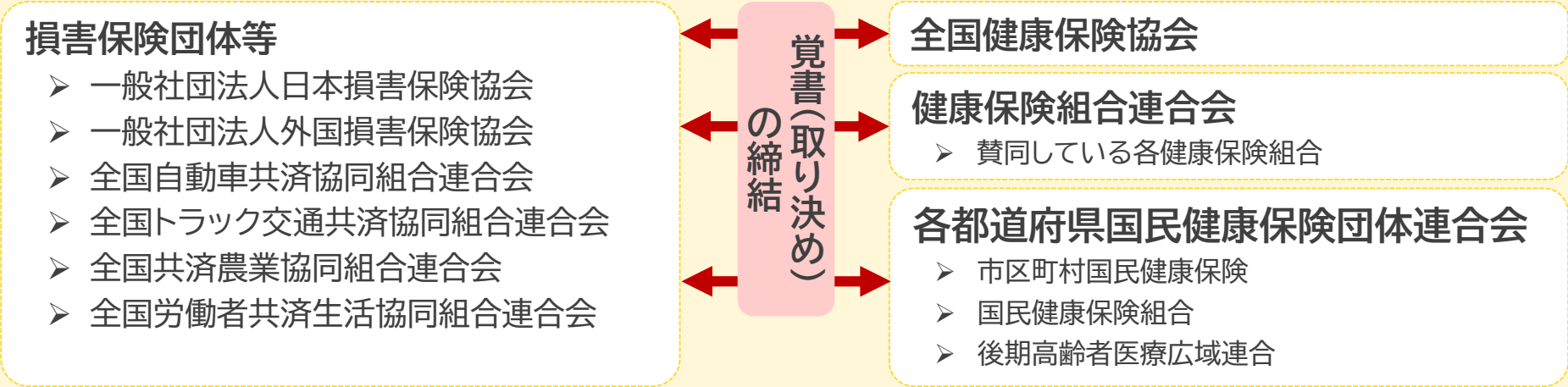
- このような中、傷病届等の提出を確実なものとして求償もれをなくし、健康保険が適正に運用されるように、交通事故(労災保険の給付対象となるものを除く)に関する傷病届等の作成支援(三求サポ)を行っていただくよう保険者等団体と損害保険団体等がそれぞれ覚書(取り決め)を締結しています。



※ 警察への届け、相手側との示談・保証金の支払等の流れは省略しています。

Q 覚書(取り決め)を締結している当事者はだれ？

- ・ 損害保険団体等と保険者団体等の代表者がそれぞれ覚書(取り決め)を締結しています。



Q 傷病届の作成支援(三求サポ)で具体的になにをするの？

- ・ 被害者に、健康保険を利用する場合は次のことを説明してください。
 - ① 法令により「第三者行為による傷病届」等の提出が必要なこと
 - ② 同意書の内容
 - ③ 今後の医療費の求償の流れ
- ※作成支援のために、マイナポータルや資格確認書等で保険者情報を確認いただく必要がある旨、被害者に説明してください。
- ・ 原則として、一括払い対応を行っている損害保険会社・共済団体が傷病届等の作成支援を行ってください。



Q 作成支援(三求サポ)の対象となる提出書類はなに？

- ・ 法令(※)により、次の書類の提出が求められています。傷病届等の作成支援とともに、必要に応じて提出の援助を行ってください。
 - ① 第三者行為による傷病届
 - ② 事故発生状況報告書
 - ③ 同意書
 - ④ 交通事故証明書(人身事故証明書入手不能理由書)

※ 健康保険法施行規則第65条、船員保険法施行規則第57条、国民健康保険法施行規則第32条の6、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第46条

Q いつまでに書類を提出するの？

- ・ 健康保険の利用を開始してから原則として1か月以内に被害者が加入している健康保険の保険者へ送付してください。
- ・ 1か月以内に送付できない場合は、その旨を必ず保険者へ連絡してください。



みんなで支えている医療保険だから第**三**者行為**求**償の取組はとても大切。
きっかけとなる届け出の作成支援(**サ**ポート)、Thank you !